

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

令和5年12月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 建設業の許可の一部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	特定		
(有)山大	後藤 健太	南都留郡忍野村内野271	山梨県知事許可( 般 - 30 )第 8771 号	一般	園	令和5年11月2日	令和5年11月13日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	-		
(株)土手影建設	後藤 義三	南都留郡忍野村内野696	山梨県知事許可( 般・特 - 2 )第 6788 号	一般	建	令和5年11月6日	令和5年11月6日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	園		